

人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業実施要綱

(制定) 6福祉高介第824号

令和6年7月18日

第1 目的

人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業（以下「本事業」という。）は、複数の小規模介護事業者が連携して実施する、人材交流・合同採用・共同活用等の協働化に関する先進的な取組を支援し、取組の成果を検証することを通じて地域における介護人材の有効活用策を検討することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

第3 事業内容

次に掲げる取組を行う「介護事業所のネットワーク体」の代表となる法人に対して、都は、予算の範囲内でその取組に係る費用を補助する。

また、それらの取組の過程や成果を以て、人材を複数事業所で活用する仕組みの検討を行う。

- (1) 法人間連携ネットワークの設置・運営 <必須メニュー>
- (2) 人材の確保・定着・育成のための共同取組の実施 <必須メニュー>
- (3) 人材の共同活用の試行的な取組 <トライアルメニュー>
- (4) その他本事業の目的を達成するために、都が必要と認める取組

第4 留意事項

本事業の実施に当たっては、法人間連携ネットワークに参画する法人は、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 事業実施に当たって、定期的な会合等により、取組に関する意見交換や実施状況の確認を行うなど、事業者間で綿密に連携すること。
- (2) 都が開催する意見交換会に出席し、事業の実施状況について報告するとともに、都や他のネットワーク体との意見交換等を行うこと。
- (3) 都が開催する成果報告会に出席し、事業の成果について報告するとともに、都内全域への展開に向けて協力すること。
- (4) 毎年度、事業実施後、東京都知事に対し、事業報告書等により事業の成果を報告すること。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年7月18日付6福祉高介第824号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。